議長

それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、 議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局長

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。浅野晃市推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推1番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、9月21日に萩野谷利男委員とともに現地調査しましたので、その 状況を報告します。

申請地は大字下直竹字猿渕地内にある畑1筆、面積25㎡でございます。 農地の現況は保全管理されております。

譲受人は、農業経営の開始のために申請されるとのことです。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では 1年目はトマト、2年目にはジャガイモ、3年目にはトウガラシの作付けを 行うとのことです。

また、通作については自宅の隣接地に農地があるため特段の問題はないと考えます。

以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、浅野晃市推進委員の説明のとおりです。

譲受人は現在、戸田市内にあります戸建て住宅に家族5人で居住をしています。

現在、申請地の隣接地で登記簿地目が宅地であります、大字下直竹 795-1 に住宅を新築しているところです。

譲受人の作付け計画については、1年目はトマト、2年目にはジャガイモ、3年目にはトウガラシの作付けを行うといった計画が提出されております。

譲受人の農作業の経験については、5年以上の経験があります。

また、通作に関してですが、自宅の隣接地が農地ですので、問題はありません。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和5年9月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、審査基準のうち該当する5つについて御説明します。

1つ目、申請農地の地権者以外の小作人等の利害関係者の同意の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況及び作業員数から申請地での農作業が可能か否かについては、作業員数3名であり、また、刈払機1台を導入する予定であることから、特に問題はございません。

3つ目、農地所有適格法人に関することですが、申請者は法人ではありませんので該当はございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事するか否かについては、 権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には 該当しません。

5つ目、申請地を取得したのちに、周辺農業への影響があるか否かについては、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

同行して調査していただいた萩野谷利男委員何かございますか。

特にございません。

ただいまから質疑に入らせていただきます。

担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議 案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、 何かご意見、ご質問等ございますか

【なしの声あり】

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は挙手を願いま

議長

2番

議長

議長

す。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について審 議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。

地区担当委員の浅野晃市推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推1番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、9月21日に萩野谷利男委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字苅生字光福地内にある畑1筆453㎡です。

農地の現況ですが保全管理されております。

周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。

以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については浅野晃市推進委員の説明のとおりです。

本申請は、飯能住まい制度としては、69件目の認定となります。類型 は家庭菜園型での認定となります。

申請人は、現在、市外の賃貸住宅に夫婦2人で生活をしております。

申請人は夫婦ともに自然豊かな環境で家庭菜園をしながら生活することを希望しており、また、同市内にある職場にも問題なく通勤できる場所

ということで、現在の住まいの近辺から希望する土地がないか探していた ところ、飯能住まい制度を知り、本申請地について制度を活用して申請す るものです。

申請年月日は、令和5年9月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断で き、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用目的が実現可能か否かについての資力信用の審査について、今回の申請に関しては土地購入費、建築費対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、申請農地の地権者以外の小作人等の利害関係者の同意の有無についてですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、事業計画等から、転用目的が許可後に実効されるか否かについて、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の許認可等の実現性について、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、農地以外の土地と一体利用の見込みについてですが、法面部分の土地と一体的に利用します。

6つ目、土地利用計画の規模が、理由書等から妥当か否かについてですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、申請事業が造成のみで終わらないか否かについて、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響について、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。

同行して調査していただいた萩野谷利男委員何かございますか。

特段問題ないと考えます。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

議長

2番

議長

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見 書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号 5-2について審議いたします。

地区担当委員の河野和昭推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推4番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、9月15日に綿貫由美子委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字小久保字堂ノ入地内にある畑1筆608㎡です。

農地の現況ですが、保全管理されております。

周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。

以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、河野和昭推進委員の説明のとおりです。

申請人は、都内にある建設関係の法人です。

申請人としては、申請地の近接地にて法面工事を行う準備をしております。すぐにでも、工事を行いたいとのことですが、工事資材の置場がないため、申請地を転用できればすぐにでも使用を開始したいとの事です。

そのため、工事現場の近隣地である申請地を資材置場および仮設ハウス 設置敷地としたく申請するものです。

なお、今回の申請は一時転用となります。工事完了後は、農地に回復することとなっております。

申請年月日は、令和5年9月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断で き、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用目的が実現可能か否かについての資力信用の審査について、今回の申請に関しては土地賃貸代金に対し、全額自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、申請農地の地権者以外の小作人等の利害関係者の同意の有無についてですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、事業計画等から、転用目的が許可後に実効されるか否かについて、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の許認可等の実現性について、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、農地以外の土地と一体利用の見込みについてですが、該当はありません。

6つ目、土地利用計画の規模が、理由書等から妥当か否かについてですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、申請事業が造成のみで終わらないか否かについて、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響について、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。

同行して調査していただいた綿貫由美子委員何かございますか。

特にございません。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

一時転用の申請について、年間の件数と設定できる最長期間を教えてください。

令和4年度の実績としては、2件でございます。年間1から2件程度となります。また、一時転用申請で設定できる期間としては、最長3年となりま

議長

7番

議長

2番

事務局

す。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号 5-3について審議いたします。

地区担当委員の浅野晃市推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推1番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、9月21日に萩野谷利男委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字上直竹下分字下間野地内にある畑1筆85㎡です。

農地の現況ですが、保全管理されております。

周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。

以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、浅野晃市推進委員の説明のとおりです。

申請人は川越市内において不動産業を営む法人です。数年前に申請地の そばにあった古民家を購入してリフォームを行い、申請人である会社の従 業員及び関連会社の従業員が家族ぐるみで交流し、リフレッシュできる場 所として使用しておりますが、当該古民家には駐車場がなく、現状での車 の駐車スペースは近隣の方にお願いして一時的に駐車させていただいて いる状況です。

申請地の付近で農地以外の土地も含めて駐車場として譲っていただけ

る土地を探しましたが、希望に合う土地がなかったことから古民家を譲ってくれた前所有者であり今回の申請案件の譲渡人に相談をしたところ、今回の申請地を譲っていただくことになったものです。

今回の申請地であれば申請人が所有する住宅から市道を挟んで反対側に位置しており、利用者にとっても荷物の運搬が容易であるなど、利便性も良いと考え、今回の申請場所を駐車場としたく申請するものです。

申請年月日は、令和5年9月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断で き、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用目的が実現可能か否かについての資力信用の審査について、今回の申請に関しては土地購入費に対し、全額自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、申請農地の地権者以外の小作人等の利害関係者の同意の有無についてですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、事業計画等から、転用目的が許可後に実効されるか否かについて、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の許認可等の実現性について、 申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みです が、特段各課から指示等はございません。

5つ目、農地以外の土地と一体利用の見込みについてですが、該当はありません。

6つ目、土地利用計画の規模が、理由書等から妥当か否かについてですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、申請事業が造成のみで終わらないか否かについて、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

補足説明は以上です。

同行して調査していただいた萩野谷利男委員何かございますか。

特にございません。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

議長

2番

議長

議長

用途が駐車場用地ですが、車両は何台くらい駐車できますか。

事務局

計画では、自動車が2台、オートバイが2台、自転車が3台です。

5番

農地転用に関する審査基準について、7つ目の造成のみで事業に供されないことはないとありますが、今回の申請地は用途が駐車場用地としてなので、造成のみで施工が完了してしまうと思いますが、審査の判断基準としてはどのように判断したらよろしいのでしょうか。

事務局

ここでの審査の基準としては、目的の用途として事業が完了するかどうかを審議します。今回の案件としては、用途が駐車場用地ということなので、申請地の購入のみで終わらず、駐車場として適正に使われる見込みがあるか否かを判断していただきます。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見 書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画(案)について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第3号農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

それでは、議案第3号農用地利用集積計画(案)について補足説明いたします。

整理番号1番の方は、新規での利用権の設定になります。

経営作物は、主にサツマイモ等の露地野菜になります。

販路としては、農協や直売所、店舗への出荷、ネット販売などです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画

の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行う と認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものはありません。 説明は以上です。

議長

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、承認することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の 非農地通知について、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届 出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。

【なしの声あり】

議長

なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。

【付議案件4「その他」に記載】

議長

以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局

閉会を大野忠司会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理

以上をもちまして、令和5年9月飯能市農業委員会総会を閉会します。